住所　東京都墨田区八広５丁目19番２号
韓浩美　昭和49年８月20日生
文萌花　平成11年５月12日生
文琉花　平成13年10月30日生
住所　横浜市港北区大豆戸町２番地４
杜宇棋　平成３年５月10日生
住所　東京都町田市原町田２丁目４番４号
ラシッド・アムルース　昭和58年４月25日生
イリアナ・アムルース　平成27年３月25日生
住所　大阪府茨木市下中条町５番34号
洪陽子　昭和61年３月10日生
住所　東京都世田谷区桜３丁目19番９号
アリーネ・ペアトリス・アントゥネス　昭和47年１月１日生
住所　横浜市鶴見区栄町通２丁目20番地26
ジャネッチ・スエミ・イシイ・チバナ　昭和41年11月20日生
住所　大阪市淀川区木川東２丁目19番３―308号
康健　平成７年１月13日生
住所　東京都板橋区加賀１丁目21番１号
谷乾順　昭和62年２月19日生
住所　東京都品川区東五反田３丁目３番３号
崔美淑　昭和55年２月29日生
住所　東京都足立区加賀２丁目23番９号
陸雅然　昭和56年８月15日生
住所　埼玉県川口市青木１丁目２番22号
管鴻　平成９年４月15日生
住所　横浜市南区平楽148番地３
洪壽美　昭和55年11月１日生
住所　東京都西東京市東町１丁目11番54号
朴康宇　平成６年11月28日生
住所　愛知県碧南市札木町４丁目26番地21
張娣　平成６年12月７日生
住所　広島市中区基町19番１―1531号
郭東洋　平成６年２月28日生
住所　東京都足立区青井６丁目25番23号
倪海焰　昭和60年２月20日生
住所　山梨県南都留郡山中湖村山中1385番地33
ディアス・オレンデル・タロウ・ジョナサン　平成８年６月11日生
住所　静岡県沼津市大岡200番地31
マルシア・アケミ・シラサカ　平成５年５月10日生
住所　大阪市天王寺区勝山２丁目17番15号
全和己　昭和50年１月４日生
住所　大阪市天王寺区勝山１丁目９番３号
千美紀　平成９年３月８日生
千沙紀　平成10年12月30日生
千亜紀　平成16年２月19日生
住所　京都府宇治市広野町東裏118番地19
廖本強　昭和48年11月11日生
住所　兵庫県伊丹市東有岡１丁目18番地13
李民雅　平成２年12月25日生
住所　福岡市南区塩原１丁目15番27号
付蕾　昭和55年２月23日生
住所　名古屋市千種区光が丘１丁目３番６号
金賢喜　昭和40年６月27日生
金和輝　平成５年３月９日生
住所　東京都杉並区阿佐谷南２丁目20番８号
金沙耶　平成７年７月５日生
住所　名古屋市千種区千代が丘１番101―515号
○外務省告示第百五十六号

トルクメニスタン政府は、昭和二十九年五月十四日にハーグで採択された「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百五十七号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百五十八号

平成三十年三月二十九日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　千四百九十二億千八百万円（一四九、二一八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従つて、インド政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特にこの書簡の付表3欄、4欄及び5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によつて規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　この書簡の付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、インドの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行つたか又は将来行う支払であつて、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は将来締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　インド政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（特に、国際競争入札の手続であつて、当該手続が適用できないか又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべきものを定める。）に従つて調達されることを確保する。

5　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

○外務省告示第百五十九号

トルクメニスタン政府は、昭和二十九年五月十四日にハーグで採択された「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百六十号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百六十一号

トルクメニスタン政府は、昭和二十九年五月十四日にハーグで採択された「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百六十二号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百六十三号

トルクメニスタン政府は、昭和二十九年五月十四日にハーグで採択された「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百六十四号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百六十五号

トルクメニスタン政府は、昭和二十九年五月十四日にハーグで採択された「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百六十六号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百六十七号

トルクメニスタン政府は、昭和二十九年五月十四日にハーグで採択された「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百六十八号

トルクメニスタン政府は、昭和二十九年五月十四日にハーグで採択された「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百六十九号

トルクメニスタン政府は、昭和二十九年五月十四日にハーグで採択された「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百七十号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百七十一号

トルクメニスタン政府は、昭和二十九年五月十四日にハーグで採択された「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百七十二号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百七十三号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百七十四号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百七十五号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百七十六号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百七十七号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百七十八号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百七十九号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百八十号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百八十一号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百八十二号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百八十三号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百八十四号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百八十五号

トルクメニスタン政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成三十年一月二十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年四月二十二日にトルクメニスタンについて効力を生ずる。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎